

## 大規模事業評価部会の審議結果について

平成 18 年 2 月 13 日  
大規模事業評価部会

### 平成 17 年度大規模事業評価の審議結果

平成 17 年度の大規模事業評価については、平成 17 年 8 月 29 日付けで知事から行政評価委員会に諮問された「総合教育センター（仮称）及び通信制独立校（仮称）整備事業」について、平成 17 年 8 月 30 日から 10 月 31 日まで、計 3 回にわたり大規模事業評価部会を開催し、県が行った評価について審議を行った。

審議の結果、事業を実施することは妥当とする意見を取りまとめ、平成 17 年 11 月 10 日付けで行政評価委員会から知事あてに答申した。

なお、答申には、事業実施にあたり留意することを求める点等、附帯意見 4 点を付した。  
（別紙）

### 審議の経過

- 平成 17 年 8 月 30 日 大規模事業評価部会（第 1 回）開催  
議 事 (1) 審議の進め方について  
(2) 総合教育センター（仮称）及び通信制独立校（仮称）  
整備事業に係る大規模事業評価について（説明・審議）
- 平成 17 年 10 月 4 日 大規模事業評価部会（第 2 回）開催  
議 事 (1) 県民意見聴取の結果について  
(2) 前回審議事項についての追加説明  
(3) 答申案に盛り込むべき事項の審議
- 平成 17 年 10 月 31 日 大規模事業評価部会（第 3 回）開催  
議 事 (1) 答申案について（審議）

(別紙)

総合教育センター(仮称)及び通信制独立校(仮称)整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則(以下「規則」という。)第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。

#### 記

- 1 今後の具体的な施設の設計にあたっては、教育研修センター、特殊教育センター及び通信制独立校を合築することによる機能の総合化、効率化等のメリットが生じるよう配慮すること。(規則第17条第1項第1号関連)
- 2 鉄道駅及び空港に至近の利便性の高い立地に鑑み、単に教職員等関係者のみの利用だけでなく、広く一般県民に開かれた施設としての活用方法を検討すること。(規則第17条第1項第4号関連)
- 3 県として名取市下増田臨空土地区画整理事業地内の公共施設用地に本件施設を整備することに決定した理由、決定までの経緯等について、より詳しく記述し、政策決定に至るプロセスを明らかにすること。(規則第17条第1項第1・5・6号関連)
- 4 教育研修センター及び特殊教育センターの跡地利用について、本件事業と一体のものとして早急に有効活用策を検討すること。(規則第17条第1項第6・8号関連)